

国税通則法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 振替機関において管理しなければならないこととされる加入者情報の範囲について、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(第11条の7関係)
- 2 この省令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとする。(附則関係)